燃油価格高騰対策業務方法書（作成例）

新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正案 | 現行 |
| 施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（作成例）第１章　総則（目的）第１条～第４条　（略）　（支援対象者）第５条　（略）（３）省エネルギー等対策推進計画（実施要領第５の２に定めるものをいう。以下同じ。）を定め、次のア又はイの場合に応じて、それぞれ当該ア又はイに定める目標を掲げるとともに、取組内容等からその達成が確実であると認められること。　　　なお、省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向け不断に取り組むこととともに、民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して、燃油コストの変動の抑制に取り組むことが望ましい。ア　令和２事業年度以降に計画を策定する場合：策定事業年度の翌々事業年度までに10a当たり燃油使用量を15％以上削減することにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。イ　令和元事業年度までに計画を策定し、継続して取り組んでいる場合：策定事業年度の翌々事業年度までに、(ア）から(ウ)までのいずれか一つに取り組むことにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。第６条　（略）３　協議会は、第１項の事業実施計画等の提出があった場合、その内容について審査を行い、次に掲げる項目を全て満たすと認められるときは、支援対象者の事業実施計画等の内容を踏まえて協議会としての本対策に係る目標と事業実施計画を作成し、事業主体要領第９条第１項により事業主体に提出する。（１）取組の内容が対策の趣旨に沿っていること。（２）省エネルギー等対策推進計画において、支援対象者の施設園芸における燃油使用量を１５％以上削減する等の目標を掲げており、取組内容等からその達成が確実であると認められること。（３）支援対象者の省エネルギー等対策推進計画において、その構成員である全ての事業参加者が施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（『「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（改定版３）について』（令和３年６月22日付け３生産第662号農林水産省生産局長通知）に規定される「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（改定版３）」をいう。以下同じ。）を活用した省エネルギー生産管理の実践に取り組む計画となっており、その実施が確実であると見込まれること。第７条～第１３条　（略）　（燃油購入数量等の設定）第１４条　セーフティネットへの加入を希望する支援対象者（以下「加入申込者」という）又は前条により積立契約を締結した支援対象者（以下「加入者」という。）は、施設園芸用燃油価格差補填金（燃油価格の急上昇が施設園芸農業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下「補填金」という。）に係る積立金の積立方式について、その構成員の事業参加者ごとに下表の選択肢からいずれかを選択し、別紙様式第７号による燃油購入数量等設定申込書（以下「数量等申込書」という。）により、補填金の対象となる燃油購入数量とともに、協議会に申し込むものとする。なお、第１１条第２項による積立契約の更新等に伴い当該事業年度の燃油購入数量の追加を行う場合も同様とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選択肢（積立方式） | 油種 | 積立額の算出式 |
| 燃油価格の115％相当までの高騰に備え積み立てる場合 | Ａ重油 | 12.2円/ﾘｯﾄﾙ×燃油購入数量×1/2 |
| 灯油 | 13.0円/ﾘｯﾄﾙ×燃油購入数量×1/2 |
| 燃油価格の130％相当までの高騰に備え積み立てる場合 | Ａ重油 | 24.5円/ﾘｯﾄﾙ×燃油購入数量×1/2 |
| 灯油 | 25.9円/ﾘｯﾄﾙ×燃油購入数量×1/2 |
| 燃油価格の150％相当までの高騰に備え積み立てる場合 | Ａ重油 | 40.8円/ﾘｯﾄﾙ×燃油購入数量×1/2 |
| 灯油 | 43.2円/ﾘｯﾄﾙ×燃油購入数量×1/2 |
| 燃油価格の170％相当までの高騰に備え積み立てる場合 | Ａ重油 | 57.1円/ﾘｯﾄﾙ×燃油購入数量×1/2 |
| 灯油 | 60.5円/ﾘｯﾄﾙ×燃油購入数量×1/2 |

第１４条第２項～第２５条　　　（略） | 施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（作成例）第１章　総則（目的）第１条～第４条　（略）（支援対象者）第５条　（略）（３）省エネルギー等対策推進計画（実施要領第５の２に定めるものをいう。以下同じ。）を定め、次のア又はイの場合に応じて、それぞれ当該ア又はイに定める目標を掲げるとともに、取組内容等からその達成が確実であると認められること。　　　なお、省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向け不断に取り組むこととともに、民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して、燃油コストの変動の抑制に取り組むことが望ましい。ア　令和元事業年度以降に計画を策定する場合：策定事業年度の翌々事業年度までに10a当たり燃油使用量を15％以上削減することにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。イ　平成30事業年度までに計画を策定し、継続して取り組んでいる場合：策定事業年度の翌々事業年度までに、(ア）から(ウ)までのいずれか一つに取り組むことにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。第６条　（略）３　協議会は、第１項の事業実施計画等の提出があった場合、その内容について審査を行い、次に掲げる項目を全て満たすと認められるときは、支援対象者の事業実施計画等の内容を踏まえて協議会としての本対策に係る目標と事業実施計画を作成し、事業主体要領第９条第１項により事業主体に提出する。（１）取組の内容が対策の趣旨に沿っていること。（２）省エネルギー等対策推進計画において、支援対象者の施設園芸における燃油使用量を１５％以上削減する等の目標を掲げており、取組内容等からその達成が確実であると認められること。（３）支援対象者の省エネルギー等対策推進計画において、その構成員である全ての事業参加者が施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（『「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル【改定版２】」及び「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート【改定版２】について」について』（平成30年10月4日付け30生産第1231号農林水産省生産局長通知）に規定される「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート【改定版２】」をいう。以下同じ。）を活用した省エネルギー生産管理の実践に取り組む計画となっており、その実施が確実であると見込まれること。第７条～第１３条　（略）　（燃油購入数量等の設定）第１４条　セーフティネットへの加入を希望する支援対象者（以下「加入申込者」という）又は前条により積立契約を締結した支援対象者（以下「加入者」という。）は、施設園芸用燃油価格差補填金（燃油価格の急上昇が施設園芸農業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下「補填金」という。）に係る積立金の積立方式について、その構成員の事業参加者ごとに下表の選択肢からいずれかを選択し、別紙様式第７号による燃油購入数量等設定申込書（以下「数量等申込書」という。）により、補填金の対象となる燃油購入数量とともに、協議会に申し込むものとする。なお、第１１条第２項による積立契約の更新等に伴い当該事業年度の燃油購入数量の追加を行う場合も同様とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選択肢（積立方式） | 油種 | 積立額の算出式 |
| 燃油価格の115％相当までの高騰に備え積み立てる場合 | Ａ重油 | 12.5円/ﾘｯﾄﾙ×燃油購入数量×1/2 |
| 灯油 | 13.2円/ﾘｯﾄﾙ×燃油購入数量×1/2 |
| 燃油価格の130％相当までの高騰に備え積み立てる場合 | Ａ重油 | 24.9円/ﾘｯﾄﾙ×燃油購入数量×1/2 |
| 灯油 | 26.4円/ﾘｯﾄﾙ×燃油購入数量×1/2 |
| 燃油価格の150％相当までの高騰に備え積み立てる場合 | Ａ重油 | 41.6円/ﾘｯﾄﾙ×燃油購入数量×1/2 |
| 灯油 | 44.0円/ﾘｯﾄﾙ×燃油購入数量×1/2 |
| （新設） |  |  |
|  |  |

第１４条第２項～第２５条　　　（略） |

附則　この業務方法書の変更は、令和４年　　月　　日（事業主体の承認を受けた日）から施行する。